

## 第3章 基本的考え方

### 1 基本理念

前期計画では、以下にまとめた意見のもと、基本理念「成長する 子どもと家族をみんなで支え合う、安心・子育てのまち・松阪」を掲げ、各種施策に取り組んできました。

- ・子どもを教育する大人たちの責任を明確にすべきである
- ・育児ノイローゼとその予備軍への支援を積極的に支援すべきである
- ・母親だけでなく父親も積極的に子育てに参加するべきである
- ・安全な生活環境のなかで、安心して子育てができる環境づくりが基本となるべきである
- ・子育て関係機関の連携（ネットワーク化）が必要である

次世代育成支援は、一朝一夕で解決できる課題ではなく、中長期的視点にたって推進することが必要であることから、この後期計画においても、前期計画の基本理念を継承し、各主体が連携・協働しながら、子ども一人ひとりの人権が尊重され、健やかに育っていきけるまち、保護者にとって子育てがしやすいまちをめざして、計画の推進を図ります。

成長する  
子どもと家族をみんなで支え合う、  
安心・子育てのまち・松阪

## 2 基本的視点

### 子どもは大切な次代を担う市民

子どもには生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利があります。すべての子どもが次の時代を担う、大切な市民として位置づけられ、子どもの利益が最大限に尊重され、地域のなかで安全に育っていけるよう、本計画は子どもを大切な市民として尊重する計画とします。

### 楽しさが持続可能な子育ての応援

多くの方が子育ての楽しさを実感していますが、協力者や相談者がいないなど過度な負担や孤立感、ゆとりのなさ、仕事との両立の困難さなどで、ともすれば子育ての楽しさを忘れてしまいがちです。地域社会のなかで安心して子育てができ、しかも、子育ての楽しさを実感できるよう、地域、企業、事業所、行政が協働して応援することをめざします。

### 地域の子育て力の発掘とネットワーク化

子育て支援に活用できる施設や人材など社会資源を掘り起こし、その輪を広げ、つなぎ、子育て家庭を応援することから新しいまちづくりを工夫します。今後も、市のあらゆる施策を子どもや子育て家庭からの視点により見直すとともに、相互に連携を図りながら、ネットワーク化を進め、さらには最近の情報通信体制の整備、活用により、子育て情報の共有化を図りながら、家庭、地域、行政、事業所等がともに子育てに関われる地域社会の構築をめざします。

### 3 基本目標

基本理念の実現に向けて、8つの基本目標を掲げます。基本目標は、原則前期計画を踏襲します。

#### (1) 地域のみんなで支える子育て家族

親の働き方の多様化とともに、保育サービスも様々な形態が求められるようになっていきます。一方、子どもたちにとっては、保育園や幼稚園は、日中を家族と離れて暮らす最初の体験の場です。保育サービスの質は子どもの人間性や社会性の発達に強く影響を与えるものであり、子どもの利益や尊厳に大きくかかわるものです。利用者のニーズや将来動向を勘案しながら、次代の社会を築く子どもの育成という視点に立って、保育サービスの充実を図ります。また、幼稚園における預かり保育等の充実を図るとともに、幼保一元化に努めます。

すべての子どもが幸せな幼児期を過ごせるよう、一時保育など保育事業の充実を図ります。

また、子育て世代の孤立化を予防し、子どもたちがより多く愛され、地域への愛着を深められるよう、保育園だけでなく、地域全体が保育に関わる体制を強化し、高齢者との交流や情報提供体制の整備を進めます。

#### (2) 子どもの成長と自立を支えるまちづくり

少子化、都市化、情報化等の社会環境の変化や生活スタイル等の価値観の多様化など社会全体が大きく変化し、大人のみならず子どもを取り巻く生活も大きな変化をもたらしました。そうした中で社会や将来に不安を抱き、大人になることに不安を感じる若者が増えています。

次代の社会を築く若者が自信を持って大人として自立し、結婚、子育てができるよう、青少年育成市民会議を核としながら、家庭・地域・企業・学校などと協働して健全育成をめざした取り組みを進めます。

#### (3) 母と子の健やかな暮らしづくり

子どもが輝くには、まず母親自身が心身ともに健康な状態であることが前提です。妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細やかなサポートによって、子どもの健やかな心身の確保を図るとともに、安心して産み、育てる環境の基盤の充実をめざします。

加えて、次代の親となる中学生・高校生を対象とした育児体験や思春期保健の充実にも努めます。

また、食育については、保健・福祉担当、教育委員会担当、農林水産担当など関係機関が協力して、安心できる地域の食材を提供できる体制づくりを進めるとともに、子どもたちの食に対する関心を高められるよう事業の充実を図ります。

#### (4) いきいきとした、楽しい学びの環境づくり

次代の社会を築く子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう確かな学力の向上と、地域の人材を活用した生きる力の育成を図ります。また、スポーツを通じて体をつくり、自分の健康は自分でつくる意識と知識を養い、健やかな成長を支援します。

あわせて、家庭の子育て力が低下している今日、自信を持って家庭における教育が行われるよう様々な学習機会の充実や情報提供を行います。

本市においても、いじめの問題や不登校などの状況がみられることから、児童・生徒に関する様々な課題解決や児童・生徒の心身の健全な発達のために学校、PTA、地域、行政がともに手を取り合って支えていきます。

#### (5) 子育てしやすい生活環境づくり

親自身が安全でゆとりを持って子育てができるような生活環境を確保することは、子育てされる子ども自身の安全・安心を保障することにつながります。公共施設のバリアフリー化など子育て家庭にやさしい都市基盤を整備していくとともに、安全・安心のまちづくりを推進します。

また、公園等の公共施設整備のほか、各地区で子どもたちが戸外で遊びまわれる環境づくりを進めます。

#### (6) 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

これまで、子育ては家庭で行われることを基本とし、そこで発生する問題についても家庭で処理されるべきものであるとの考えが主流を占めていました。結果として、多くの子育て家庭やこれから子どもを産み、育てていこうとする家庭の経済的・精神的・肉体的負担感を増大させる結果となっています。

すべての子育て家庭が子育て本来の楽しさを持続し、自信とゆとりを持って子育てできるよう、地域における子育て支援を強化するとともに、男女ともに仕事と生活の調和がとれた生活を送ることができるよう、働き方の見直しなど家庭、地域、事業所等における取り組みを進めます。

#### (7) 子どもたちを危険から守るまちづくり

少子化による様々な課題に地域全体で関心をもち、子どもを産み、育てることへの社会的評価を高めるよう働きかけながら、子どもの目が輝き、子育て家庭が微笑む子育て・子育てを、地域で応援するまちづくりを進めます。

犯罪、交通事故などから子どもの生命・身体を守ります。また、犯罪、いじめ、児童虐待等によって被害に遭った子どもと保護者を支援する体制づくりを進めます。

#### **(8) 要保護児童等への適切な対応**

すべての子どものしあわせを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されることに配慮します。

児童虐待から子どもの生命・身体を守るため、子育て家庭を地域全体で見守り、虐待の未然防止、早期発見に積極的に取り組むとともに、被害に遭った子どもと保護者を支援する体制づくりを進めます。

障がい児について、保育園、幼稚園、学校等における受け入れ体制の充実を図るとともに、自立支援制度及び福祉制度の適正運用や通所施設等の活用により、子どもたちに対する多様なサービスの提供を図ります。

## 4 計画の体系

後期計画の施策の体系は次のとおりです。

基本理念	基本目標	施策の方向
成長する子どもと家族をみんなで支え合う、安心・子育てのまち・松阪	1 地域みんなで支える子育て家族	1 地域における子育て支援サービスの充実 2 保育サービスの充実 3 子育て支援のネットワークづくり 4 その他
	2 子どもの成長と自立を支えるまちづくり	1 児童の健全育成 2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	3 母と子の健やかな暮らしづくり	1 子どもや母親の健康の確保 2 「食育」の推進 3 思春期保健対策の充実 4 小児医療の充実 5 子育て家庭への経済的支援の推進
	4 いきいきとした、楽しい学びの環境づくり	1 児童の人権の確保 2 次代の親の育成 3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 4 家庭や地域の教育力の向上
	5 子育てしやすい生活環境づくり	1 良質な住宅の確保 2 良好な居住環境の確保 3 安全な道路交通環境の整備 4 安心して外出できる環境の整備 5 安全・安心まちづくりの推進等
	6 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し等 2 仕事と子育ての両立の推進 3 男女共同参画社会の形成
	7 子どもたちを危険から守るまちづくり	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 3 防災活動 4 被害に遭った子どもの保護の推進
	8 要保護児童等への適切な対応	1. 児童虐待防止対策の充実 2. ひとり親家庭等の自立支援の推進 3. 障がい児施策の充実

## 5 将来人口の見通し

平成 17 年度から 21 年度の人口動態を基に人口推計を行うと、平成 21 年度には 17 万人を超えています。人口減少が続くものと予想されます。本計画の目標年度である平成 26 年度は、総人口で 169,729 人、児童人口では 26,784 人となることが予想されます。

本計画で実施する、様々な施策を展開することで、人口減少を抑制し、出生数の増加をめざしていく必要があります。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総人口										
0～ 14 歳	23,101	22,994	22,788	22,576	22,297	22,001	21,669	21,382	20,970	20,598
15～ 64 歳	107,323	106,996	106,953	105,738	104,372	103,099	102,055	101,129	100,469	99,874
65 歳 以上	40,921	41,196	41,196	42,299	43,531	44,629	45,460	46,069	46,470	46,715
総数	171,344	171,186	170,937	170,613	170,200	169,729	169,184	168,580	167,909	167,187
児童人口										
0～ 5 歳	8,941	8,781	8,621	8,473	8,204	7,916	7,745	7,603	7,461	7,319
6～ 11 歳	9,502	9,472	9,410	9,292	9,334	9,280	9,158	8,995	8,833	8,682
12～ 17 歳	9,503	9,459	9,484	9,494	9,528	9,588	9,603	9,570	9,507	9,388
総数	27,946	27,712	27,515	27,259	27,066	26,784	26,506	26,168	25,801	25,389

推計方法：平成 17 年度～20 年度の 5 カ年分の人口データを基にコーホート変化率法を用いた。

